

# 一般財団法人 子どもの未来支援機構 寄付金取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 子どもの未来支援機構が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (寄付金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (a) 通常寄付金：個人及び団体から、用途の指定なしに随時申し込みいただく寄附
- (b) 特別寄付金：個人及び団体から、用途を指定して随時申し込みいただく寄附
- (c) 公募寄付金：当法人より用途を限定して一定期間募集する寄附

- 2.この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3.この法人は常時、寄付金を募ることができる。
- 4.公募寄付金については各募集の都度、別途募集要項にて用途等を明確にするものとする。

## (寄付金の用途)

第3条 通常寄付金は、その2分の1以上を公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。但し、管理費に使用すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業に使用することを可とする。

- 2.前項については、寄付者にこの規程を示し、了解を得るものとする。
- 3.特別寄付金は、全額を寄付者の特定した用途に使用するものとする。
- 4.公募寄付金は全額を募集要項に掲げた用途に使用するものとする。

## (受領書等の送付)

第4条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2.前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

## (受領の制限)

第5条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- (2) 第2条第1項(b)の特別寄付金について、その用途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

(情報公開)

第6条 この法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

2. 寄付者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、平成28年8月31日から施行する。